

環境資発第 26062210 号

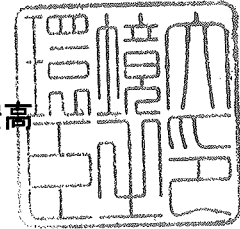
認 定 証

東京都台東区蔵前三丁目 15 番 7 号
一般社団法人日本消火器工業会
代表理事 初田 和弘 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 8 年 6 月 22 日

環境大臣 石原 宏高



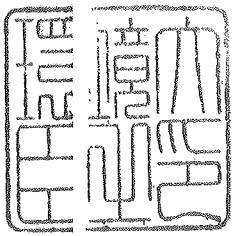
記

1. 認定の年月日 平成 21 年 12 月 28 日
2. 認定番号 平成 21 年第 3 号
3. 広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物の種類

廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第一条の二第一号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第八条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）

4. 処理を行う区域

全国



環循資発第 26062212 号

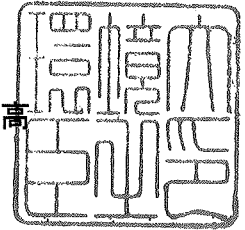
認 定 証

東京都台東区蔵前三丁目 15 番 7 号
一般社団法人日本消火器工業会
代表理事 初田 和弘 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 8 年 6 月 22 日

環境大臣 石原 宏高



記

1. 認定の年月日 平成 21 年 12 月 28 日
2. 認定番号 第 179 号
3. 産業廃棄物の種類

一般社団法人日本消火器工業会（以下「被認定者」という。）の会員企業が製造した消火器、移動式粉末消火設備及びパッケージ型消火設備（以下「消火器等」という。）（被認定者の会員企業が他人に委託して製造した消火器等を含む。）が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国